

# 悪臭防止法の手引

＜工場その他の事業場用＞

松江市 環境エネルギー部 環境対策課

# 目 次

事業者の方へ	2
1. 松江市における悪臭の規制等	3
(1) 悪臭防止法の概要	3
(2) 松江市における悪臭防止法による規制の概要	3
(3) 条例による行政指導	4
(4) 松江市における悪臭規制の経過等	4
2. 悪臭原因物の規制基準	4
(1) 悪臭原因物の排出を規制する地域	4
(2) 特定悪臭物質の規制基準	5
① 事業場の敷地境界線における特定悪臭物質の規制基準 (大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度)	5
② 事業場の煙突等の気体排出口における特定悪臭物質の規制基準 (特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度)	6
3. 臭気強度と濃度と不快指数	6
(1) 6段階臭気強度表示	7
(2) 臭気強度と濃度の関係	7
(3) 臭気強度による快・不快度	8
① 快不快度	
② 特定悪臭物質毎の臭気強度に対応した不快度	
4. 特定悪臭物質のにおい	9
各種法令	
悪臭防止法（抄）	11
<参考>	
松江市生活環境の保全に関する条例（抄）	15

## 事業者の方へ

悪臭防止法は、『工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制』を行い、『その他悪臭防止対策を推進すること』により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本書は、これらの概要をまとめたものです。

事業者の方は、指定地域内においての規制基準の遵守はもとより、事業活動に伴って発生する悪臭により生活環境を損なわないようにしてください。

また、指定地域外においても、周辺住民から生活環境を損なうような悪臭について、苦情が出ることがないように努めてください。

悪臭公害は、感覚的要素、感情的要素の強い公害です。

苦情やトラブルを事前に防ぐために、工事施行前の十分な地元説明等の実施や、周辺住民との日頃からの円滑なコミュニケーションの確保等にも配慮してください。

平成 29 年 9 月 6 日

平成 30 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日改訂

松江市 環境エネルギー部 環境対策課

## 1. 松江市における悪臭の規制基準

### (1) 悪臭防止法の概要

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 46 年に制定されました。

悪臭防止法の規制対象は、工場その他の事業場から出る悪臭原因物（気体又は水）であり、工場その他の事業場が規制地域内に設置されていれば、業種、規模、経営主体に関係なく、悪臭防止法の対象になります。

規制対象物質については、アンモニア、メチルメルカプタンなどの不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある悪臭防止法施行令で定める物質で、現在では次の 22 種類の物質となっています。

	特定悪臭物質
昭和 47 年	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンの 5 物質
昭和 51 年	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質
平成元年	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の 4 物質
平成 5 年	プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質

規制地域については、市長が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域について指定することとなっています。また、指定に際しては、自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分することとなっています。

悪臭の規制については、国の定める範囲内において、許容限度を『特定悪臭物質の排出濃度』又は『臭気指数』により、定めることになっています。

### (2) 松江市における悪臭防止法による規制の概要

松江市では、悪臭の規制を「特定悪臭物質の排出濃度による規制」に、規制対象の特定悪臭物質を「12 種類（昭和 47 年、昭和 51 年及び平成元年に指定されたもの）」としています。

また、松江市において悪臭原因物の排出を規制する地域は、「市内（旧宍道町及

び旧東出雲町の区域を除く。)の都市計画法の用途地域(工業専用地域を除く。)]にしています。

### (3) 条例による行政指導等

松江市では、悪臭防止法第 22 条の規定による悪臭原因物の排出に関する条例を制定していません。

松江市の生活環境の保全に関する条例(平成 17 年松江市条例第 241 号)の第 14 条において『何人も、近隣の迷惑となる…悪臭を発生させないように努めなければならない。』と定めています。

悪臭の苦情相談を受けた場合には、悪臭防止法の規制地域、臭いの原因物質や種類に関係なく、市職員が現地確認の上、生活環境の保全に関し必要と認めれば、原因者に対し、指導(負担軽減の依頼を含む。)、助言、勧告を行います。

### (4) 松江市における悪臭規制の経過等

平成 23 年度までは、島根県が、関係自治体の意向確認の上、悪臭規制を定めていました。

平成 17 年 3 月 31 日の松江八東市町村合併(新設合併)の際に、合併前の各自治体における悪臭規制を合併後の松江市に引き継ぐこととなり、旧松江市及び旧玉湯町の用途地域(工業専用地域を除く。)が規制地域となりました。

平成 23 年 8 月 1 日に松江市に東出雲町が編入合併した際に、東出雲町の区域は従来どおり悪臭規制を行わないこととなりました。

平成 24 年 4 月 1 日から、第 2 次地域主権一括法による悪臭防止法の改正により、市の区域における『悪臭原因物の排出を規制する地域』及び『特定悪臭物質の規制基準』に係る指定等の権限が、知事から市長に移ることになったことに伴い、松江市では、平成 24 年松江市告示第 118 号を定め、島根県が従来松江市の区域で行っていた規制(平成 17 年島根県告示第 318 号)を引き継ぐこととしました。

都市緑地法などの一部を改正する法律が、平成 29 年 5 月 12 日に公布され、これにより都市計画法における用途地域について、平成 30 年 4 月 1 日に新たに「田園住居地域」が設けられることとなったことにより、規制地域の A 地域に田園住居地域を新たに指定するため、平成 30 年松江市告示第 40 号を定めました。

## 2. 悪臭原因物の規制基準

### (1) 悪臭原因物の排出を規制する地域

- ・ 平成 24 年松江市告示第 118 号
- ・ 平成 30 年松江市告示第 40 号
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）第 3 条
- ・ 悪臭防止法の施行について（昭和 47 年 6 月 7 日環大特第 31 号環境事務次官通知）

#### <松江市における規制地域及び地域区分>

松江市における規制地域	地域区分
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域を除く。）	A 地域
工業地域（旧宍道町の区域及び旧東出雲町の区域を除く。）	B 地域

#### 備考

- 1 「旧宍道町の区域」は、平成 17 年 3 月 30 日の八束郡宍道町の区域をいい、「旧東出雲町の区域」は、平成 23 年 7 月 31 日の八束郡東出雲町の区域をいう。
- 2 「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域をいう。

### (2) 特定悪臭物質の規制基準

- ・ 平成 24 年松江市告示第 118 号
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）第 4 条第 1 項
- ・ 悪臭防止法施行令（昭和 47 年 5 月 30 日政令第 207 号）第 2 条、別表第 1
- ・ 悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号）別表第 1
- ・ 悪臭防止法の施行について（昭和 47 年 6 月 7 日環大特第 31 号環境事務次官通知）

- ① 事業場の敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準  
(大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度)

地域の区分	敷地境界線規制基準 (ppm)	
	A 地域	B 地域
特定悪臭物質		
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

※ 松江市における 12 の特定悪臭物質の『敷地境界線の地表における規制基準』は、総理府令（悪臭防止法施行規則）の規制基準の範囲のうち最も厳しい許容限度を定めています。

※ A 地域、B 地域は、2（1）＜松江市における規制地域及び地域区分＞の A 地域、B 地域のとおり。

※ ppm（パーツ・パー・ミリオン） 100 万分の 1 のいくらであるかという割合を示す数値。大気又は水中の含有率（濃度）。

② 事業場の煙突等の気体排出口における特定悪臭物質の規制基準  
 (特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度)

	気体排出口における規制基準
アンモニア	敷地境界線規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により特定悪臭物質の種類ごとに算出した数量
硫化水素	
トリメチルアミン	
ノルマル酪酸	

※ 有効煙突高が 5m 未満の場合には、適用がありません。（敷地内の濃度が最も高くなるため）

### 3. 臭気強度と濃度と不快指数

特定悪臭物質毎に不快度が異なりますが、規制は不快度でなく、臭気強度によって行っています。

A 地域の規制基準は臭気強度 2.5 の濃度に当たり、B 地域の規制基準は臭気強度 3 の濃度に当たります。

#### (1) 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何の臭いであるかわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

#### (2) 臭気強度と濃度の関係（臭気強度 2～3.5 抜粋）（単位：ppm）

臭気強度 特定悪臭物質	臭気強度				大気中の濃度の許容限度（松江市）	
	2	2.5	3	3.5	A 地区	B 地区
アンモニア	0.6	1	2	5	1	2
メチルメルカプタン	0.0007	<b>0.002</b>	<b>0.004</b>	0.01	<b>0.002</b>	<b>0.004</b>
硫化水素	0.006	<b>0.02</b>	<b>0.06</b>	0.2	<b>0.02</b>	<b>0.06</b>
硫化メチル	0.002	<b>0.01</b>	<b>0.05</b>	0.2	<b>0.01</b>	<b>0.05</b>
二硫化メチル	0.003	<b>0.009</b>	<b>0.03</b>	0.1	<b>0.009</b>	<b>0.03</b>
トリメチルアミン	0.001	<b>0.005</b>	<b>0.02</b>	0.07	<b>0.005</b>	<b>0.02</b>
アセトアルデヒド	0.01	<b>0.05</b>	<b>0.1</b>	0.5	<b>0.05</b>	<b>0.1</b>
スチレン	0.2	<b>0.4</b>	<b>0.8</b>	2	<b>0.4</b>	<b>0.8</b>
プロピオン酸	0.01	<b>0.03</b>	<b>0.07</b>	0.2	<b>0.03</b>	<b>0.07</b>
ノルマル酪酸	0.0004	<b>0.001</b>	<b>0.002</b>	0.006	<b>0.001</b>	<b>0.002</b>
ノルマル吉草酸	0.0005	<b>0.0009</b>	<b>0.002</b>	0.004	<b>0.0009</b>	<b>0.002</b>
イソ吉草酸	0.0004	<b>0.001</b>	<b>0.004</b>	0.01	<b>0.001</b>	<b>0.004</b>

※ 事業敷地境界線における規制基準値は、6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5 から 3.5 に対応する特定悪臭物質の濃度として定められています。

※ 松江市における大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度は、A 地区が臭気強度 2.5、B 地区が臭気強度 3 にそれぞれ対応しています。

(3) 臭気強度による快・不快度

① 快不快度 (0～-4 部分抜粋)

臭気強度	内容
0	快でも不快でもない
-1	やや不快
-2	不快
-3	非常に不快
-4	極端に不快

② 特定悪臭物質毎の臭気強度に対応した不快度 (臭気強度 2～3.5 抜粋)

臭気強度 特定悪臭物質	2	2.5	3	3.5
	アンモニア	-0.4	-0.9	-1.5
メチルメルカプタン	-0.9	-1.4	-1.9	-2.4
硫化水素	-0.5	-1.0	-1.6	-2.1
硫化メチル	-0.6	-1.0	-1.5	-1.9
二硫化メチル	-0.5	-0.9	-1.4	-1.9
トリメチルアミン	-0.5	-0.9	-0.8	-1.1
アセトアルデヒド	-0.5	-0.8	-1.1	-1.3
スチレン	-0.7	-1.1	-1.5	-1.9
プロピオン酸	-1.0	-1.3	-1.7	-2.1
ノルマル酪酸	-1.0	-1.4	-1.8	-2.2
ノルマル吉草酸	-1.2	-1.6	-2.1	-2.5
イソ吉草酸	-1.1	-1.5	-2.0	-2.4

※ プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸は、臭気強度が低くても、やや不快と感ずることがあります。

※ 複合臭でなければ、「やや不快」と感じれば大気中の濃度の許容限度を超過している可能性があります。

#### 4. 特定悪臭物質のにおい

特定悪臭物質	においの特徴
アンモニア	し尿のようなおい
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなおい
硫化水素	腐った卵のようなおい
硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなおい
トリメチルアミン	腐った魚のようなおい
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	都市ガスのようなおい
プロピオン酸	刺激的な甘酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなおい
イソ吉草酸	むれた靴下のようなおい

# 各 種 法 令

# 悪臭防止法（昭和四十六年六月一日法律第九十一号）

## 目次 略

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

### 第二章 規制等

#### （規制地域）

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

#### （規制基準）

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう。第十二条において同じ。）又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排

出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

(市町村長の意見の聴取)

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聴かなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

(規制地域の指定等の公示)

第六条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止するときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第七条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

(都道府県知事等に対する要請)

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村長に対し、悪臭原因物を排出する事業場について前条第一項若しくは第二項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

(事故時の措置)

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で

定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（悪臭の測定）

第十一条 市町村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない。

（測定の委託）

第十二条 市町村長は、第八条第一項の規定による勧告及び第十条第三項の規定による命令を行うために必要な測定並びに前条の規定による測定の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、これらの測定のうち特定悪臭物質の濃度の測定についてはこれを適正に行うことができるものとして環境省令で定める要件を備える者に、これらの測定のうち臭気指数及び臭気排出強度（以下「臭気指数等」という。）に係る測定については国、地方公共団体又は臭気測定業務従事者（臭気指数等に係る測定の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）若しくは臭気指数等に係る測定を行う法人（当該測定を臭気測定業務従事者に実施させるものに限る。）にそれぞれ委託することができる。

- 一 次条第一項の試験及び適性検査に合格し、かつ、臭気指数等に係る測定の業務を適正に行うことができるものとして環境省令で定める条件に適合する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、環境省令で定めるもの

### 第十三条 略

#### 第三章 悪臭防止対策の推進

（国民の責務）

第十四条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第十五条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

（水路等における悪臭の防止）

第十六条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第十七条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

- 2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

### 第十八条、第十九条 略

#### 第四章 雑則

（報告及び検査）

第二十条 市町村長は、第八条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、事業場における事故の状況及び事故時の応急措置その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2 略

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関等の協力)

第二十一条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、この法律の円滑かつ適正な施行を図るため、都道府県知事及び市町村長に対し、特定悪臭物質の濃度又は気体若しくは水の臭気指数の測定方法、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、助言その他の援助に努めるものとする。

(条例との関係)

第二十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、悪臭原因物の排出に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

## 第五章 罰則

第二十四条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条、第二十六条 略

第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 略

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

## < 参考 >

松江市の生活環境の保全に関する条例（平成17年3月31日松江市条例第241号）抜粋

目次 略

第1章 総則

第1条 略

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **生活環境** 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活に関する環境をいう。
- (2)～(5) 略

第3条～第6条 略

第2章 **生活環境**の保全

第7条～第13条 略

（近隣騒音等の防止）

**第14条 何人も、近隣の迷惑となる騒音、悪臭を発生させないように努めなければならない。**

2 略

第15条～第21条 略

第3章 生活環境保全審議会の設置

第22条～第28条 略

第4章 雑則

第29条～第32条 略

（指導等）

**第33条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。**

2 市長は、生活環境の保全のために特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

第34条、第35条 略

（立入調査）

第36条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、職員をして必要な場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。